

JABマークの 使用方法と使用申請の手順 (抗菌防臭加工)

2020年10月1日

一般社団法人繊維評価技術協議会(織技協)
製品認証部

JABマークとは

◆ JABマーク(認定シンボル)とは、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)から認定された機関(例えば、織技協)がその認定の地位を示すために使用するマークのこと。(右図)

◆ 織技協は、JABからISO/IEC 17065に基づいて製品認証機関の認定を受けたので、認定の対象となった抗菌防臭加工マークと一緒に製品にこのマークを使用させることができる。



織技協の
認定番号は
P0050



JABマークのメリット

【JABマークを製品に表示するメリット】

◆JABマークは、ISO/IEC 17065(JIS Q 17065)の認証を受けた当協議会から認証された製品であることを示す。

◆ JABマークを製品に表示することにより、製品の信頼性を一層アピールして流通や消費者に伝えることができる。

(注)・当協議会は繊維業界で唯一、ISO/IEC 17065の認定を受けた製品認証機関です。

・JABマーク申請のための費用はかかりません。

使用方法①

◆ JABマークは、単独で使用せず、抗菌防臭加工マークの右側に並べて表示し、原則として両方一緒に四角で囲む。
(他のSEKマークなどと一緒に使用できない。)

◇ 説明書等 への表示例

(SEKマークの
文字部分を省
略できる。)



抗菌防臭加工



Product
P0050

使用方法②

◇ 製品(下札、シール、帯、包装袋等)への表示例

(SEKマークの文字部分を省略できない。)



抗菌防臭加工

(繊維上の細菌の増殖を抑制し、防臭効果を示します。)

認証番号 ○○○○○○

一般社団法人繊維評価技術協議会
剤名:大分類(中又は小分類)

社名及び/又は商標



Product
P0050

使用方法③

- ◆ JABマーク(図形の部分)の大きさは、SEKマーク(図形部分の高さ)の二分の一以上同等以下とする。
- ◆ JABマークは、**図の部分と文字の部分と一緒に使用する。**説明書等にSEKマークの図と一緒に印刷する際にも同様に、**文字の部分を切り離さない。**

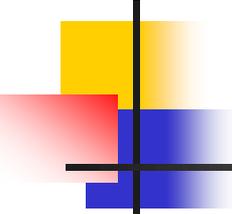
- ◆ JABマークは、**文字が判読できる範囲で縮小**することができる。



抗菌防臭加工



Product
P0050



使用方法④

◆ JABマークの**使用方法の詳細と注意事項**については、以下の文書を参照すること。

○JEC328「JAB認定シンボル使用規程」

○JEC429「JAB認定シンボルの使用に関する覚書」

○JEC306「SEKマーク管理規程」

○JEC421「**認証契約書**」(取り交わしたもの)



使用申請の条件

◆ 以下の条件をすべて満たしていれば、JABマークの使用を申請することができる。

- (1) 抗菌防臭加工マークの認証を保持していること。
- (2) 認証契約書を取り交わしていること。
- (3) 安全性に関する要求事項を満たしていること。
- (4) サーベイランスを受けた場合、対象項目を全て満たしていること。
- (5) 認証の一時停止の処置を受けていないこと。

◆ 使用は、抗菌防臭加工マークの認証を受けた会社の任意であるが、流通や消費者等から強い期待がある。

使用申請と使用許諾の手順

申請者	織技協
<p>①申請の条件を確認</p> <p>②JEC581「JAB認定シンボル使用申請書」を提出</p> <p>④覚書を締結</p> <p>⑥JABマーク使用可</p>	<p>③申請書類を確認</p> <p>④覚書を締結</p> <p>⑤JEC591「JAB認定シンボル使用許諾通知書」及びJABの清刷を送付</p>

使用申請書の添付資料

JEC581「JAB認定シンボル使用申請書」の添付資料

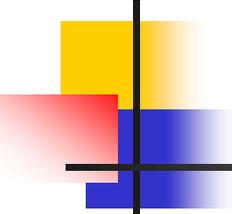
○ JEC481「品質管理状況報告書」

- ◆ 直近の定期的サーベイランスの際に提出したJEC481「品質管理状況報告書」の写しを添付する。
- ◆ 実績無しで報告している場合は、新たに作成して添付する。
- ◆ SEKマークの新規申請及び1年以内の許諾者は不要。

○ JEC442「別添第1/加工剤分析表」

○ JEC443「別添第2/安全性試験データ」

(加工剤の安全性試験データ4項目が確認できるもの)



使用実績報告（使用開始後）

- ◆ 製品に使用するJABマークの印刷物（下札、シール、帯、袋など）については、種類ごとに「作成・使用・在庫」の実績を記録する。
- ◇ 年度ごとに「作成・使用・在庫」の実績を事務局に報告する。
（ JEC583「JAB認定シンボル実績報告書」）
（注）JABマークの使用者が製品製造者でない場合には、
「使用実績」は製品製造者等への「支給実績」でよい。